

第2回 環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会 議事概要

1 日 時 平成 28 年 3 月 17 日（木）13 時 00 分～15 時 00 分

2 場 所 農林水産省 共用第 1 会議室

3 出席者

（委 員）三石誠司委員長、市田知子委員、犬伏和之委員、岡敏弘委員、
小谷あゆみ委員、白川恵子委員、西田智子委員

（事務局）鈴木生産振興審議官、前田農業環境対策課長、橋本総括、
内田課長補佐、井田課長補佐

4 議 題

- （1）平成 27 年度環境保全型農業直接支払交付金の取組状況（見込み）
- （2）平成 28 年度環境保全型農業直接支払交付金の予算概算決定
- （3）環境保全型農業直接支払交付金に関する施策評価の進め方
- （4）その他

5 概 要

（1）生産振興審議官あいさつ

本日は年度末のお忙しい中、御出席いただき御礼申し上げます。

環境保全型農業直接支払交付金は、今年度から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づいて実施している。法制化によって現場に制度がよく知れ渡ったという面もあり、今年度の取組面積は昨年度と比べて大幅に拡大する見込みである。今後も取組の拡大が見込まれる中で、本交付金の取組を通じて、自然環境の保全をはじめとした多様な効果が発現されるようにしていくことが大変重要であり、これに向けて本委員会において事業の効果を的確に検証し、取組の改善につなげていくことが必要となっている。

本日は、今年度の取組状況の点検とともに、今後、どのような視点で評価をしていくべきかなどについて議論していただく予定としている。委員の皆様におかれては、様々な角度から検討いただき、よりよき制度に発展していけるよう、お力添えをいただくことをお願い申し上げ、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

（2）平成 27 年度環境保全型農業直接支払交付金の取組状況（見込み）及び平成 28 年度環境保全型農業直接支払交付金の予算概算決定

事務局から資料に基づき説明。委員からの質問及び事務局からの回答は

以下のとおり。

(委員) 取組面積は、複数取組がある場合は各々で計上しているということだが、複数取組の２取組目を除いた純粋な面積はどれぐらいか。

(事務局) 見込みだが、全体の取組面積は約７万７千ヘクタール。そのうち２取組目の面積は約７千ヘクタールで、純粋な面積は約７万ヘクタールである。

(委員) 資料２で前年度には不用額が出たという話であったが、今年度はそういった不用額は出ないのか。

(事務局) 今年度の予算は 24.7 億円であるが、１月末現在の取組見込面積は 21.7 億円なので不用額が発生する見込みである。ただし、平成 28 年度は取組面積の拡大が想定されており、不用額は出ない見込みである。

(３) 環境保全型農業直接支払交付金に関する施策評価の進め方

事務局から資料に基づき説明。委員からの意見、質問及び事務局からの回答は以下のとおり。

(委員) 資料３について、数量的な評価としては生物多様性と、炭素貯留による地球温暖化防止効果について前回に引き続き、詳しい説明をいただいた。

前回、他の委員から質問があったように炭素貯留の効果測定手法については既に研究成果としても公表されており、農業環境技術研究所も実証実験的なことをやっているという話だが、どの程度知られているのかというか、そもそも、地球温暖化防止との関連づけがどの程度あるのかということが疑問である。資料６でいくつか優良事例を紹介いただいたが、明らかに炭素貯留のことでＰＲしているのは最初の事例だけであり、他の事例では必ずしも炭素貯留というのではなく、冬期湛水の取組のようにむしろ逆行するような事例もあるように思う。有機質の堆肥をたくさん入れれば入れるほど、良い面もあるし、悪い面も出てくるということも考えると、炭素貯留だけを地球温暖化防止効果の指標にするのは、そもそもの話になってしまうが、疑問なところもある。もし、そのあたり何か前提条件をつけて例えばこういう条件だったら炭素貯留効果を見て、地球温暖化防止に役立っているというふうに言えるんだということまで考えているのであればいいが、これだ

けを取り出してというのは無理があるのかなと感じた。

(事務局) 資料6については、まず、資料3の4ページのところで今後の評価の視点を書いているが、地球温暖化防止効果や生物多様性保全効果については、資料4・5にあるように定量的に測るとしている。それ以外にもいくつかの効果があるのではないかとということで、資料3の4ページでその他の項目を挙げているが、それぞれの項目について例えばどういうものが効果としてあるのかということで、資料6の事例集を作成している。そういう意味で、資料6については炭素貯留や生物多様性とは別の効果として、こういったものがあるということで整理をしているので、あまり炭素貯留のことは事例集では触れていないという形になっている。

次に炭素貯留については、昨年、国の温室効果ガスの削減目標の中で炭素貯留を位置付けて推進していくという形になっている中で、国としての目標はそういう形で位置付けられているが、実際に取り組んでいる方が効果について意識せずに取り組んでいるということもあるので、効果測定については農業者も含めた地域住民にも理解していただくという意味で、こういう形で効果分析をしていただく必要があるということで位置付けしている。

その上で、炭素貯留の効果がある取組は堆肥の施用や緑肥の作付に限られるので、御発言にあった資料6の3ページの冬期湛水はどちらかと言えば生物多様性保全という観点で見ていただくような取組になるので、そこはしっかりと取組を限定した上で、それに合った効果を検証していただくということで進めていきたいと考えている。

(事務局) 少し補足するが、参考資料2の5ページのところに、今、申し上げたようなことで、地球温暖化防止に効果の高い営農活動への支援ということで緑肥と堆肥、生物多様性保全ということで例として有機農業ということになっているが、堆肥の取組は要件としてC/N比が10以上の堆肥、要は炭素と窒素の比が10以上でおかつ、水稻の場合は10アールで概ね1トン以上、水稻以外の場合は1.5トン以上という条件をつけている。したがって、通常、そういうものではない窒素分の多い堆肥をまいて炭素貯留が増えるということではなく、その点については事業の要件としているので、委員の御指摘については大丈夫な仕組みとなっている。

(委員) 先ほど堆肥の話があったが、昨年発生した不適正肥料問題では

非常に大きな問題となりニュース等でも話題になったところで、生産者の中にはしっかり取り組んでいるにもかかわらず、不適正肥料のために、交付申請をしても対象から外されてしまったところもある。特に肥料工場が秋田にあったため、秋田の産地は交付されなかったところもある。真面目に取り組んでいる生産者を資料にある評価の視点で見ると、全てクリアしていると思うが、それでも対象外になってしまった生産者は自分たちが悪い訳ではないのに評価されないことになる。肥料業者は倒産したし、全農はお金で解決しようと言っているが、お金だけではないところをどのように評価・点検していけばいいのかと思ったことから発言した。

(事務局) 不適正肥料問題は東北を中心に発生した。これについては、農業業者には瑕疵はない。しかし、国の交付金には要件があり、5割低減なり、有機農業の取組についてクリアしていないものを、そうと知っていながら公金を投入するというのはルール上でも認められるものではない。ただし、今年度の取組だけなので、御発言のとおり、一生懸命、真面目に取り組んでいる農業業者の方は引き続き取り組んでいただきたいと考えている。また、過去の分については交付金の返還を求めることはない。

(委員) 地球温暖化防止効果については土壌に炭素がどれだけ吸収されるかということで評価するが、もう一つ、化学肥料、農薬を減らしたということであれば、製造段階で出ているCO₂を減らしているという効果もある。そういったことも検討した上で、貢献が少ないということで評価しないことになったのか、知見があれば教えてほしい。

(事務局) 今回、実際に農業業者なり、都道府県なりが全国統一的に実施できる手法には何があるかということで、農業業者が実施するのであればCO₂「見える化」サイトだし、都道府県なり、試験場が実施するには生き物調査と考えている。化学肥料、化学合成農薬を減らすのであれば、それだけの全国の生産量に対して、それが減るというものについては農業業者なり、県のほうで判断するものではないので、そういう意見があるのであれば、そういうものをどうやって国全体の中に組み込んでいくのかというのは、お知恵をいただきたい。

(委員) 多分、LCAとかでやられているのがあると思うので、どれぐら

いの規模なのか、確かめてみたいと思う。

(委員) 取組事例の資料6の尾呂志夢アグリの事例でCO₂吸収を測って、それをラベルにしているというのが紹介されていたが、このランク3というのは何を示しているのか。

(事務局) 細かい資料は今、手元にはないが、これは三重県の試験場が作った評価指標である。「見える化」サイトだと、車何台分といった形で結果が出るが、こちらの手法だと杉何本分というような形で結果を示している。どのように杉何本分に換算しているかというのは、今後、資料をお示しする。

(委員) ここは杉68本分という例が出ている。林野庁のホームページを見ると杉1本8.8キロのCO₂吸収だそうだが、68本だと600キロとなる。10アール当たり600キロということは、資料4のほうの「見える化」サイトの例で上がっているものがヘクタール当たり1.48トンだから、それより大分たくさん吸収していると感じた。「見える化」サイトで上がっている資料の例というのは、多めの例なのか、中くらいの例なのか、教えていただきたい。

(事務局) 堆肥10アール当たり1トンというのは、環境直接支払の取組要件。資料の例では、とある水田で堆肥を10アール当たり1トン施用した場合は以下の結果となるということで、これが大体10アール当たり堆肥施用量に対して、平均的なものかなというふうに考えている。

(委員) そうすると、三重県の事例では4倍ぐらい吸収していることになるが、こんな例もあり得るのか。

(事務局) 三重県の場合は、資料6の1ページにあるが、堆肥を10アール当たり2トンなので、施用量が違うということがある。

(委員) 堆肥の施用量とともに土壌のタイプによって大分違うので、もともと、黒ボク土では、そもそも、土壌中に炭素が多い。そこに上乘せしていくというのが資料4のタイプなので、そういう意味では、少し三重県のタイプと比べて低いかなというような感じで見ている。

それに関連して今度は質問だが、事業の方向として、たくさん堆肥を施用すればいいというような方向にいつてしまうのではないかという懸念がある。それは先ほど委員の御発言であったように別の問題である、例えば環境汚染、水質汚染、硝酸問題みたいなところにつながらないか。だから、例えば三重県のやっている

炭素貯留がランク3というのが、例えばこの上にランク4、ランク5があったりして、その上を目指すほどいいというような印象を生産者が持ったりすると、別の意味での環境負荷、窒素の問題につながるのではないかなという懸念がある。

それから、もう一つは冬水田んぼというか、生物多様性のところで湛水をしているときに、別の温室効果ガスであるメタン、これが出てくる可能性があって、1分子当たりCO₂の二十数倍のポテンシャルを持っているので、そういったところのトレードオフというか、関係をどう調整するのかというようなことがあると思う。

それから、さらに重金属の問題もあって、水を張ったままにしておくとヒ素の問題が出てくると思う。同じ重金属のカドミのほうは、湛水していればしているほど出てこないわけだが、同じ重金属でも全く逆の挙動をするときに、そこまでのところを生産者に判断しろというのか、あるいはもう少し指導のところでうまく調整できるのかというようなところが課題かと思う。

また、もう一つ、付け加えると、堆肥をどんどん入れていくということはある意味ではいいことかもしれないが、世界中からたくさん食料、飼料を輸入しているため、国の中で余ってきている。こういうような事業があれば、それに便乗してというか、いろんな動きもあるわけで、堆肥の質の問題、先ほど出てきた不適正問題もあろうかと思うし、また、農水省では別に食品リサイクルの事業もあるので、そういうような事業との調整をどういうふうに仕分けていくのか、ある意味では事業費を二重取りしてしまうようなことも懸念される。そういったところを行政的にどういうふうに対応していくかという、五つほどまとめて言ったが、御回答いただければと思う。

(事務局) まず、堆肥を投入すればするほど、いわゆる炭素貯留は多くなるが、環境負荷への影響が懸念されるということについてお答えする。事業に取り組むに当たって土壌分析をする、あるいは県が示している施肥基準を上回らない量を施用するなど、そういった形で、当然、環境負荷に配慮した形での施用というのを求めている。そのため、必ずしもどんどんやればいいということではなくて、しっかりと、それに留意しながら取り組むように定めており、引き続き、そういった形での指導をしていきたいと考えている。

それから、冬期湛水でメタンが出るといった部分のトレードオ

フの関係については、そこまで勘案してできているわけではなく、冬期湛水はあくまでも生物多様性という観点に着目しながら事業を推進しているという状況である。今後、どうしていきべきかというのは、もう少し検討はしていきたいと考えている。

(委員) 生物多様性と地球温暖化防止効果を両立させるような取組を滋賀県の試験場でやっていると思う。ずっと湛水するのではなくて、春先にちょっとだけ水を落とすとある程度、生物多様性を確保しながら温室効果ガスを減らすということがあったと思う。そういった研究は他の県でもやっているかもしれない。

(事務局) また、ヒ素の関係については、省内のほうで、今後、ヒ素の対応についてどうしていかというのをいろいろと検討しているので、その方針に沿った形で何が何でも生物多様性のために水を張ればいいんだというわけではなく、ヒ素の関連で影響を及ぼさないような形で対応していきたいと考えている。

(事務局) ヒ素の件は御指摘のとおり、湛水した状態だと稲に吸収される形態になるということだが、稲に吸収される時期は冬ではなくて、出穂前何日から出穂後何日かまでの間ということで、冬期に水を張っておいて吸収される状態のヒ素でも、一回水を落とせば、また、使えない形に戻ることになるので、夏は普通の稲の管理、冬、干してしまうと稲が生きていられないところに水をやるということで、冬期湛水によってのヒ素の影響というのは、お米のほうには直接にはないというふうに考えている。

(事務局) 最後の堆肥の関係で食品リサイクルとの関係ということで、回答は違うかもしれないが、環境直接支払で堆肥の施用で10アール当たりの交付金をもらったとすると、同じ堆肥の取組で二重に交付を受けられないようになっている。要は、どちらか一方でもらうようになっている。

(委員) 農業生産者と堆肥生産者と両方がおり、お答えのとおりでいいと思うが、そういったところは混乱しないように仕分けができていればいいと思う。

(委員) 評価方法だが、主としては生物多様性が主になると思うが、個人的には炭素貯留効果も含めて費用対効果ということに興味がある。炭素貯留の費用対効果ということで、資料4に載っている例でヘクタール1.48トン減らすのにどれだけの費用をかけたか、施策にかけた費用が堆肥施用だと4,400円、そうするとヘクタール4

万4,000円で20年しか効果はないとしても、1年当たり1.48トンが減らすのであれば、CO₂はトン当たり3万円弱ぐらいで減らしていくということになり、私は当初はものすごく高いんじゃないかなと思っていたが、太陽光発電でもCO₂をトン減らすのに4～5万円かけているので、こちらの田んぼのほうは生物多様性保全にも効果があり、CO₂も減らすということであれば、太陽光発電に力を入れているのと比べても、効率がいいという評価をしてもいいんじゃないかと、ほかの例も含めていろんな成績は違うだろうが、個人的にはやったらおもしろいのではないかと考えている。

(委員) まず資料3の評価に対する考え方について、一番最後の7ページの環境保全効果以外の効果を評価基準に加えている点が、重要な視点だと思った。環境保全型農業の支援ではあるが、同時に農業全体の励みになるような視点が含まれているという意味で大事だと思う。農法ももちろんだが、その前に農地が保全されることが一つの環境保全であり、国土、農地保全につながると思うので、二つ目の評価基準というのは非常に実は重要だと私は捉えている。

それと同時に、ここの部分にも消費者への理解という言葉が出ているが、兵庫県豊岡市のコウノトリや滋賀県東近江にも消費者理解を重視した販売展開だとか、あるいは滋賀県のほうではオーナー制の話が出ている。これは農業者に対する直接支払ということとは理解しているが、制度を知ってもらうという意味で、消費者自身が環境保全型のものを購入することが進むような施策はあるのか。あるいはこれから何か考えがあるのか。

CSAという制度がある。まさに環境保全型のような農業を消費者、生活者が理解するきっかけになる仕組みだと思う。消費者が環境保全型農業を支えていける仕組み、支援策もほしい。また、この制度を広めたり、理解してもらうために、例えばGIのような制度が去年できたが、そういうシールやマークのような、買うときのわかりやすい目安になるもの、そういう考えがあれば教えてほしい。

(事務局) 消費者理解が進むようにということだが、一つはこの環境直接支払の事業の中でも、今まではこういう取組をすればそれだけお金を払っていたところであるが、今年度からは周りにこうした取組を理解していただくことが必要だということで、先ほど説明

があった参考資料2の8ページにある、推進活動といった形で技術の向上や、地域住民や消費者の方と連携して交流会を開くなど、そういった活動にも取り組んでいただくというようなことで推進をしているところである。

また、この事業とは別に、環境保全型農業を推進している中で、なかなか広がらない要因の一つとして、コストや労力がかかっている割には、価格に反映されないということがある。環境保全型農業で生産された農産物を付加価値をつけて買っていただくには理解が十分でないというようなところもあるので、環境直接支払とは別に、今年度から新たにオーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業という形で、消費者に対するシンポジウムなど、消費者あるいは実需者も含めて理解をしていただくような取組を推進しているところである。

もう一つ、シールやマークの話については、既に有機JASマークや、あるいは都道府県段階においては特別栽培農産物の認証マークなどをつけて販売がされている。また、エコファーマー認定のシールなど、いろんな制度があるが、そういった形で少しでも認識していただけるような取組を推進しているところである。

(委員) 今の回答の中で環境保全型農業のコスト、労力という話が出てきたが、長期的に継続して進めていく際には、評価の視点のところでどれだけのコストが掛かっているのか、どれだけの労力が掛かっているのかという、いわばネガティブな面まで含めてしっかりと理解してもらうことが、どこかで必要になってくると思う。その測定方法については、単に労働力だけで良いのかということも踏まえて、どこかの段階で少しずつまた議論する機会があれば良いのかなと思う。

どんな技術や新しい方法であっても、多分、それを普及していく段階で、相当、労力がかかってくるし、マンパワーも必要になる。すごく良いことをやっているが、手間と時間がかかっているということを単純にマイナスと捉えるのではなく、評価軸を変えれば同じ労働をプラスに評価できるため、それをどこかにうまく入れ込めば良いのではないかなと思う。例えばある人が何分働いたということ、これをコストだと捉えるのか、そうではなくて、ある結果を出すために必要なインプットであると捉えていければ、出し方が大分変わってくるのかなという印象を受けた。

(委員) 先ほど出てきたようなトレードオフ、一方にはプラスの効果があるけれど、他方にはマイナスということが当然、あり得るわけで、そういったことを全体としてどう評価するかというのは非常に難しいが、それについても研究は始まっている。しかしながら、複数の項目の評価結果を、全体としてどう判断すれば良いかを提示できるところまでは、まだ、至っていないので、こういった場での議論も参考にしながら、その判断基準を固めていく感じになるかと思う。

評価対象が一つであれば、それについての測定法をみんなのコンセンサスを得られる形にすることは可能だと思うが、評価軸が複数になる場合はどこに重きを置くか、あるいは全体のバランスを重視するのかといったようなところは、科学的な測定だけではできないところもあるので、そういった意味でも、この第三者委員会の意見というのは非常に貴重なものだと考えている。

(委員) 参考資料2の最後のほう、9ページに冒頭に説明があった取組状況のより詳しい数字が出ていますが、これで先ほど資料1のほうでの説明でも疑問に思っていたが、参考資料2でいうと、右下の平成27年度の支援対象取組別実施面積ということで、全体が約8万ヘクタールの内訳が出ています。

先ほどの質問に対する答えで重複はほとんどなく、ほとんど一個の方法で取り組んでいるということになるが、一番多いのは地域特認取組となっている。42%で中身が書いているが、そのうちの半分ぐらいはIPM、減農薬、減化学肥料みたいなことだと思うが、あとはほとんど同じぐらいの割合で有機農業も含めて、今、取り組んでいるということだが、これを受けて担当としては、来年度も含めてどれが一番伸びると考えていけば教えてほしい。

(事務局) カバークロップ、堆肥、有機農業や地域特認取組のうちで、どれを重点的にということは考えていない。ただし、資料2にあるが、エコファーマーについても有機農業についても目標というものがあるので、そういう目標に向かって環境保全型農業直接支払は一つの手段になるので、そういうふうに全体的に進めていきたいと思っている。ただし、どれが伸びるのかということになると、地域特認取組については地域の環境なり、農業の実態を勘案して都道府県が申請を行って、その地域に限定した取組である。今現在、43道府県で164の取組をやっている。地域のほうで取組みやす

いものを推進していくとなると、地域特認取組のほうが進んでいくと考えている。

(事務局) 補足になるが、昨年から面積がトータルとして大きく伸びている中で、昨年と比べて伸びているというのは、地域特認取組が昨年と比べて6割増、それから、堆肥については4割増という状況に対して、カバークロップは15%増えているが、有機農業については前年と余り変わっていないというのが正直なところで、こういった中で、一つは有機農業については、国として今は農業全体の農地に有機農業が占めるシェアというのが0.4%ぐらいしかないのを、平成30年に1%まで上げるという目標を掲げているので、現状としてなかなか伸びていないが、有機農業をいかに伸ばしていくのかというのが一つの大きな課題である。特に諸外国では有機農業の市場というのはかなり増えてきており、ヨーロッパもアメリカも増えてきているというところがある中で、そこに比べて我が国は1桁少ないというような状況であり、有機農業をいかに伸ばしていくかというのが一つのポイントではないかと思っている。

(委員) 資料1のところだが、都道府県別に面積が出ていて、随分、ばらつきがある。特に先ほど出てきたような滋賀県、琵琶湖を抱えているところは非常に取組が進んでいて、大手スーパーも絡んだような形もあるのかもしれないが、それから、東北の岩手県あるいは宮城県というのが非常に熱心なんだけれども、隣接しているところは必ずしも数字が出てこないところがある。これは何か理由があるのか、特に地域の実態があるだろうが、それ以外、組織化をしやすい、しにくい、いろいろな事情があろうかとも思う。わかる範囲で教えてほしい。

(事務局) 資料1の取組見込について具体的に言うと、1番は滋賀県の1万5,693ヘクタール、2番目が北海道。次は山形県、岩手県、宮城県、新潟県と続く。新潟県が3,730ヘクタールで、そこまでが3,000ヘクタールを超えていく。あと、福井県、栃木県は2,000ヘクタール台ということになる。

地域間の差というのは、県によっては滋賀県には琵琶湖があるので、そういう取組が盛んになっており、新潟県の場合はトキ、兵庫県は2,100ヘクタールで9番目だが、そこもコウノトリに関わる取組が行われている。各地域で環境保全型農業、水質汚濁など、

そういうものに取り組んでいる中で、山形県のようにつや姫、5割低減のブランド化を県自体が進めていく、そういうふうな県の意向なり、市の意向によって取組が変わってくるのだと思う。ただし、それを国からこうやってやれということはできないので、そこは各地域の実情に応じて取組を進めていただきたいと考えている。

(委員) 山形県はいろいろな取組を組織的に実行することが非常に強い県だと思う。例えば伝統野菜の保護などに関しても山形県は極めて組織的に実施している。一方、近隣の県では伝統野菜の定義すらないというような段階で、本当に地域により取組がかなり変わっているという印象が強い。東北の場合、秋田県の実組件数も非常に少ない。市町村の数では遜色なくても、実際の実組件数は少ない。これから先にこの取組を進めるときに、何に重点を置いていけば良いかという課題については、この場での議論を今後の施策の中で生かしてほしい。

(事務局) 先ほどは北海道について言及しなかったが、資料1の4ページ、5ページのところを御覧いただくと、北海道はカバークロップと書いてある緑肥の実組が多い。4,500ヘクタールということで、作物別を見ていただくと麦・豆類からいも・野菜類というところが多い。要は畑作の輪作体系の中に緑肥を組み入れて、輪作の構成要素として入れて土づくりをきちんとしながら作っていくという実組と、この実組がマッチする部分があって、それで、北海道の畑作でカバークロップの実組が進んでいるということで、北海道の場合はほかに比べて多いのかなというふうに見てとれると思う。

(委員) コメントになるが、この事業の重要性というものをどういうふうにアピールしていくかは、もちろん、国内向けも重要だと思うが、例えば地球温暖化防止に関してはCOP会議が12月にパリで行われたが、そこで気候変動と農地土壌に関する各国の経験や研究成果などの共有を図ることを目的とするフランス政府主導の国際的なイニシアチブ(4/1000イニシアチブ)が立ち上げられた。そういう場も活用して、日本でも気候変動への対応についてこれだけのことをやっているというような、それこそ見える化というか、今後に向けてアピールしていただきたい。

同じようなことは生物多様性の名古屋のCOP会議でこういうよ

うなことがあったので、こういうことをやっているんだということ、これをポイントで表すのをどういうふうにするのかという、さらに評価のところをわかるようにしていただきたい。もう一つは、他省庁との連携、特に環境省等との連携というものが重要になってくると思うので、そういった意味での今後の展開も期待したい。

(委員) 予算のところについて、次年度は2億円ほど減らされるということだが、今、日本の自給率を考えると40%ということで、6割を海外から輸入しているというような状況の中で、日本の農業を守るということは私たちが食べていくこと、命を守ることにつながること。その農業の中で特に環境保全型農業に取り組んでいる皆さんをしっかりと守っていくために、私はもっともっと税金をかけるべきと思っている。高いものにはしっかりとそれなりの理由があると考えているので、予算のところも、また、次の年にはと言っていたが、ぜひ、もっともっと、私たちがしっかりとそれをアピールしながら生産者を守っていく、強いては私たちの命を守っていくというところを伝えていただけたらと思う。

(事務局) これまでの実績がなかなか伴っていなかったということもあって、こういった状況になってしまったが、今年は大きく伸びたという実績もちゃんと積み上がってきたので、それを踏まえて29年度以降の予算については着実にやっていけるように、これからも我々としても頑張っていきたい。

(委員) 今まで各委員が述べてくれた意見、それから、質問等を踏まえて、全体的に評価の進め方、それから、基本的な考え方、また、調査方法を含めた事務局の提案、事務局案どおりに了承することによって基本的によろしいか。

では、今回の議案については事務局案どおり了承する。詳細については次回の第三者委員会において議論することとしたい。他に特になければ以上で本日の議事を終了する。

(事務局) 最後に一言、御挨拶を申し上げたい。まず、委員の皆様におかれては大変貴重な御意見に感謝する。本日は評価の委員会ということだが、評価に関する意見だけではなく、環境保全型農業をどう進めていくかという視点での御意見もいただいている。今日の委員会のみならず、今後の仕事の参考にさせていただきたいと思う。

一方で、評価については、今日、本当に様々な御意見をいただいた。一つだけ申し上げたいと思っているのは、総合的な評価をどうするかというところである。評価については技術的な視点で、しかもいろんな評価軸がある中で、それをいったい、どう総合化するのか、そのときにバランス、重み付けをどうするのか、しかも、それは社会的経済的な部分も含めて考えなければいけないということはとても大事な視点だし、これをよくよく考えてみたら、もしかすると全国で一つのものじゃなくて地域ごとに本来違うものなのかもしれないということも含めれば、ずっと考えていくと、地域ごとの循環型農業の理想的な形は何かをある意味、はっきりさせるということと、表裏みたいな話なのかと思いながら、議論をかみ砕かなければいけないなと思っていたところ。

そういった意味では、第1回目の会議でも申し上げたとおり、この第三者委員会はとても重要で、とても難しい課題をお願いしているというふうに改めて認識している。この分野の先進地域である欧州でも、残念ながら評価手法というのは完全に固まっていないと聞いており、そういう意味では、我々が世界に先駆けてきちっとした評価のやり方というのを打ち出していくということは、とても大事だと思っている。それにおいては、多分、役所の知恵だけではほとんどできないので、ぜひ、研究機関や大学とか有識者の皆さん、あるいは理系だけでなく文系の先生方も含めて、我々も含めて一緒になって議論したいと考えているので、よろしくお願いします。

本格的な議論が来年度から始まるという状況なので、引き続き委員の皆様におかれては、忌憚のない御意見をいただきたい。

以 上